

## 特例業務負担金に関する参照条文③（令和2年4月現在）

### ○農林漁業団体職員共済組合定款（昭和33年農林省指令33農経第4909号）

（特例業務負担金）

**第二十二條** この組合は、第19条各号に掲げる業務に要する費用（借入金をした場合は当該借入金の返済額を含む。第4項において同じ。）に充てるため、施行日の前日から引き続き旧農林共済法（平成13年統合法附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法をいう。）第1条に規定する法人であるもの及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令（平成14年政令第45号）第6条第1項の規定により農林水産大臣が指定した法人（以下「指定法人」という。）並びに組合（以下「旧農林漁業団体等」と総称する。）から、毎月特例業務負担金を徴収する。

2 前項の特例業務負担金の徴収は、次条第1項の規定により特例業務負担金を前納する場合を除き、平成14年4月から（指定法人にあつては、当該権利義務を承継した日の属する月）から特例業務負担金を納付する法人が解散した日の属する前月までの各月につき、するものとする。

3 特例業務負担金は、旧農林漁業団体等の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項又は第3項に規定する適用事業所毎にその使用する職員である厚生年金保険の被保険者の厚生年金保険法による標準報酬月額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業をしている被保険者、厚生年金保険法第23条の3第1項に規定する産前産後休業をしている被保険者及び同法附則第4条の3第1項に規定する高齢任意加入被保険者に係るものを除く。）の毎月の総額を標準として算定するものとし、その標準報酬月額と特例業務負担金との割合（次項において「負担率」という。）については、1000分の20.4とする。

4 負担率は、この組合の業務に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫補助の額を踏まえて、毎年再計算を行うものとする。

5 特例業務負担金を算定するに当たり、その額に1円に満たない端数を生じたときは、その端数は、切り捨てる。